

福岡県公報

平成十八年四月十日
第二千五百十九号
増刊 ②

目次

再掲

- 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………二
- 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に關する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………三
- 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一
- 福岡県の職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一
- 福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………四一
- 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………四二
- 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………四八
- 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………五一
- 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則

第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五二

○福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………五三

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………五三

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
(人事委員会事務局給与公平課) ……………五四

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

理事(人事委員会が定めるものに限る。)

理事(人事委員会が定めるものに限る。)

別表知事部局の項中

局長
秘書室長
次長
技術次長
職員長
医監

局長
秘書室長
次長
技術次長
職員長
医監
九州国立博物館対策長

を
に

九州国立博物館対策長
県立病院対策長
農地整備対策長

県立病院対策長
農地整備対策長

改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平 田 英 昭

福岡県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「副理事 職員長」を「副理事」に、「九州国立博物館室、高度情報政策課及び監視指導課の企画主幹又は企画主査（人事又は服務を担当するものに限る。）」を「総務事務センター、九州国立博物館室、高度情報政策課及び監視指導課の企画主幹又は企画主査（人事又は服務を担当するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平 田 英 昭

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「条例」という。」の下に「第二条第三項第二号、第五条の二第二項第二十号、第七条の四第一項、第二項、第三項及び第五項、」を加える。

第三条中「退職の日において」を削り、同条の次に次の六条を加える。
（基礎在職期間）

第三条の二 条例第五条の二第二項第二十号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 条例十条の三第六項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

二 条例附則第三十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間

三 条例附則第三十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十年三月三十一日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信

電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社

又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

四 条例附則第三十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間

五 条例附則第三十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に

の在職期間

ついて職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団の職員としての在職期間

六 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する特定法人役職員としての在職期間

（休職月等）

第三条の三 条例第七条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等

二 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第七条の四第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休

職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱）

第三条の四 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第二十号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第七条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続きいた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きいた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が人事委員会の定めるものであつたときは、人事委員会の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第三条の五 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第三条の六 前条（第三条の四の規定により同条各号に定める職員として在職していた

ものとみなされる場合を含む。) 後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
(その者の非違により退職した者)

第三条の七 条例第二条第三項第二号に規定する人事委員会規則で定めるものは、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第二十三条中「第十条第四項」を「第七条の四第一項」に改める。

附則の次に次の二表を加える。

別表(第三条の五関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	第二号区分
<p>一 平成十二年十二月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例」という。)第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料額を受けていたもの</p> <p>二 平成十四年十月十八日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料額を受けていたもの</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた(以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の」という。)福岡県職員の給与に関する条例(他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「県職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの</p>

二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの

三 平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの

四 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの

五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第三号区分

一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「警察職員給与条例」という。)又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの

二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの(第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。)

三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの

六 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの

七 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第四号区分

一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの

二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第二号に掲げる者を除く。)

三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの

<p>第五号区分</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの（第三号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>九 平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの（第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの（第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級又は八級であったもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p>
--	--

<p>第六号区分</p> <p>九 平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの（第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの又は六級であったもの（第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
---	---

<p>第七号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与</p>
--

<p>条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は六級であったもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第八号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの又は五級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその</p>
---	--

<p>属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの、三級であったもの又は四級であったもの(第七号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの(第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの(第七号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの、四級であったもの又は五級であったもの(第七号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第六号区分の項第七号及び第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第六号区分の項第八号及び第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十二年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第九号区分</p> <p>第一号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>	<p>平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <p>第一号区分</p> <p>一 平成十八年四月一日以後適用されている(以下「平成十八年四月以後の」という。)県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の福岡県一般職の任期付職員採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの</p>
--	--	---

<p>第二号区分</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第三号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの(第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安療養職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第四号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの(第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの</p>
---	--	---

<p>第五号区分</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの(第三号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの(第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p>
---	---

<p>第六号区分</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>十一 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>十二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>十三 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>十四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>十五 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>十六 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>十七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>十八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>十九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>二十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>二十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第七号区分</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第七号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p>
<p>第八号区分</p> <p>給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。))</p>	<p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。))</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>六 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は五級であったもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。))</p> <p>七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。))</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。))</p> <p>九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。))</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの、三級であったもの又は四級であったもの(第七号区分の項第三号に掲げる者を除く。))</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの(第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。))</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p>

様式第一号中退職手当計算内訳の部分を次のように改める。

第九号区分	<p>料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの（第七号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの又は四級であったもの（第七号区分の項第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの（第六号区分の項第七号及び第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの（第六号区分の項第八号及び第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
なる者	<p>第一号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

(右)

退職手当計算内訳

退職の日までの勤続年数				退職の日の給料月額				
始 終 期	年 月 数			給 料	級 号 給 料 月 額	発 令 年 月 日		
年 月 日 から 年 月 日 まで	年	月	日	給 料	級 号 給 料 月 額	年 月 日		
年 月 日 から 年 月 日 まで	年	月	日	給 料 の 調 整 額	円	年 月 日		
年 月 日 から 年 月 日 まで	年	月	日	教 職 調 整 額	円	年 月 日		
計				特定減額前給料月額		(A')		
				基礎となる給料月額		(A)		
				定年前早期退職者に対する特例措置による給料月額		(円) × (1 + 0.02 × (-)) = 円		
基 本 額								
退職の日 までの勤 続年数	算 出 率			金 額	附則第26項の適用を受ける者		附則第26項第2号に掲げる割合の計算の基礎となる在職年算出内訳	
	(ロ)、(ハ)以外の自己都合等退職	11年以上25年未満の定年等による退職	整理退職又は25年以上の定年等による退職		第1号の割合	第2号の割合		
	(イ)	(ロ)	(ハ)				特殊退職の際支給を受けた退職手当 (E) 円	
1年～10年	100 / 100	125 / 100	150 / 100				同上、基礎給料月額 (F) 円	
11年～15年	110 / 100	137.5 / 100	165 / 100				支給年月日 年月日	
16年～20年	160 / 100	200 / 100	165 / 100				算 出 式 $\frac{E}{F} \times 12$ 月	
21年～25年	200 / 100	200 / 100	165 / 100				支給割合 (C) - (D) (G)	
26年～30年	160 / 100		180 / 100				退職手当の額 (A) 又は (A') × (G) 円	
31年～34年	120 / 100		180 / 100		(C)	(D)		
35年以上	120 / 100		105 / 100					
計				(B) 円	退職の日当時の手当額		扶養手当 円 地域手当 円	
(イ)のうち自己の都合により退職した者	1年以上10年以下の者		(B) × 60/100	円	昭和37年11月30日に在職する職員を附則第7項により計算した額			
	11年以上15年以下の者		(B) × 80/100	円	条例第5条の2の特例措置により計算した額			
	16年以上19年以下の者		(B) × 90/100	円	平成18年3月31日に退職したものととして計算した額			
最高限度額			(A) 又は (A') × 60	円	最低保障額 円			
調 整 額								
該当期間			級号給		月数	区分	調整月額	区分計(K) × (L)
年 月 日 から 年 月 日 まで	職() 級 号給から 職() 級 号給まで				(K) 月	号	(L) 円	円
年 月 日 から 年 月 日 まで	職() 級 号給から 職() 級 号給まで				月	号	円	円
年 月 日 から 年 月 日 まで	職() 級 号給から 職() 級 号給まで				月	号	円	円
年 月 日 から 年 月 日 まで	職() 級 号給から 職() 級 号給まで				月	号	円	円
年 月 日 から 年 月 日 まで	職() 級 号給から 職() 級 号給まで				月	号	円	円
調 整 額 計								円
控 除 額	既に支給を受けた退職手当	H 円	H(H')の計算の基礎となった給料月額	I 円	I(I')に対応する仮定給料月額	J 円	$H \times \frac{J}{I}$	円
		H' 円		I' 円		J' 円	$H \times \frac{J'}{I'}$	円
長期勤続者等に対する退職手当の特例規定の適用を受けるもの			勤続35年以下算出された額	円 × / 100		勤続36年以上35年とした額	円 × / 100	
退職手当の額						支給率		
退職手当計算の根拠となる条項								

備考 臨時の雇用者の期間がある者については、在職期間各月ごとの勤務日数を別紙として添付すること。

様式第二号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平田 英昭

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二号。以下「改正条例」という。）附則第二条第二項及び附則第三条第二項の規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置に関して必要な事項を定めるものとする。

（改正条例附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額）

第二条 改正条例附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額は、職員のうち改正条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第十条の二第一項から第三項まで及び第十条の三第一項から第三項までの規定により改正後の条例第五条の二第二項第二号から第二十号までの規定に規定する期間（以下この条において「職員以外の地方公務員等」としての引き続いた在職期間」という。）が改正後の条例第十条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、人事委員会の定めるところにより、職員以外の地方公務員等としての引

き続いた在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

（改正条例附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額）

第三条 改正条例附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平田 英昭

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第九号第一項第一号(1)中「八級、九級、十級及び十一級」を「六級、七級、八級、九級及び十級」に改め、同号(6)中「七級、八級、九級及び十級」を「六級、七級、八級及び九級」に改める。

第十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十三条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十四条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十四条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十三条第一項又は第二十四条第一項」に改め、第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十五条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「十八月（第一号、第二号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月）」を「十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては十八月）」に改め、「これを切り捨てた数」の下に「に四を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の下に「（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、同項ただし書を削る。
第十五条の二の見出し、第十六条（見出しを含む。）、第十七条（見出しを含む。）及び第十八条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。
第二十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
第二十三条第二項を次のように改める。

- 2 昇格時号給対応表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 行政職給料表昇格時号給対応表（別表第三十一）

- 二 医療職給料表（昇格時号給対応表（別表第三十二））
 - 三 医療職給料表（昇格時号給対応表（別表第三十三））
 - 四 医療職給料表（昇格時号給対応表（別表第三十四））
 - 五 研究職給料表昇格時号給対応表（別表第三十五）
 - 六 教育職給料表（昇格時号給対応表（別表第三十六））
 - 七 教育職給料表（昇格時号給対応表（別表第三十七））
 - 八 公安職給料表昇格時号給対応表（別表第三十八）
- 第二十三条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「第一項及び前項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項及び同条第七項を削り、同条に次の一項を加える。
- 5 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。
- 第二十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十四条第三項中「定められる職員の号給が部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは」を「職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項中「給料月額」を「号給」に、「ロ」を「イ」に、「ハ」を「ロ」に改める。

第二十八条の見出し及び同条第一項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一号中「昭和三十七年十月一日（以下「基準日」という。）以降に新たに職員となつた者（第十六条又は第十七条の規定の適用を受けた者を除く。）」を「次に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以降」を「その初任給の決定について」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。
第四章を次のように改める。

- 第四章 昇給
（昇給日）

第二十九条 県職員給与条例第七条第三項、学校職員給与条例第八条第三項及び警察職員給与条例第七条第二項の人事委員会規則で定める日は、第三十一条又は第三十二条に定めるものを除き、毎年四月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（昇給の号給数）

第三十条 県職員給与条例第七条第三項、学校職員給与条例第八条第三項又は警察職員給与条例第七条第二項の規定による昇給（次条又は第三十二条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、昇給させようとする職員の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。この場合において、第三号に掲げる職員で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

一 勤務成績が特に良好である職員 五号給以上（県職員給与条例第七条第五項、学校職員給与条例第八条第五項及び警察職員給与条例第七条第四項の規定の適用を受ける職員（以下「昇給抑制年齢超過職員」という。）にあつては、三号給以上）

二 勤務成績が良好である職員 四号給（昇給抑制年齢超過職員にあつては、二号給）

三 勤務成績が良好であると認められない職員 三号給以下（昇給抑制年齢超過職員にあつては、一号給又は昇給しない。）

2 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他人事委員会が定める職員については、前項の規定にかかわらず、前項第三号に掲げる職員に該当するものとみなす。

3 前年の昇給日後に新たに職員となつた職員又は同日後に第二十三条第四項、第二十八条第二項若しくは第三十五条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員

会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

4 前三項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条から第二十七条までに規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号給を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前三項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（研修、表彰等による昇給）

第三十一条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に昇給させることができる。

一 あらかじめ人事委員会の指定を受けた職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があり、人事委員会の指定する表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第三十二条 前二条に規定する場合を除くほか、勤務成績が良好である職員が生命をとりて職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第三十三条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第三十四条 第三十一条又は第三十二条の規定によつて職員を昇給させた場合は、そのつど昇給者名簿を作成して保管しなければならない。

第三十九条中「第二十三条第五項」を「第二十三条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十九条の二の見出し中「給料月額調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中「専従許可」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）」に、「大学院修学休業」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する休業（以下「大学院修学休業」という。）」に、「（別表第三十四）」を「（別表第三十九）」に改め、「（以下「調整期間」という。）」を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十四条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これらの」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を第二項とし、同条を第三十六条とする。

第三十九条の三（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十条中「（昇給期間の短縮を含む。）」を削り、同条を第三十八条とする。

第四十一条を第三十九条とする。

別表第六中表の部分を次のように改める。

試験	職務の級							
	学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級		
正規	上級	大学卒	2	2	4	4	4	2
	中級	短大卒	0	5	4	4	4	2
試験	初級	高校卒	0	8	4	4	4	2
	その他	中学卒	2	10	4	4	4	2
			12	16	20	22		

別表第七中表の部分を次のように改める。

船舶の種類	職種	職務の級					
		学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級
中型船舶 (乙)	航海士、一等航海士、機関士及び通信士	大学卒	0	5	11	13	2
		短大卒	0	2	8	10	
		高校卒	0	5	6	6	
	航海士、機関士及び通信士	大学卒	0	0	5	5	
		短大卒	0	2	8	6	
		高校卒	0	5	6	6	

別表第八中表の部分を次のように改める。

船舶の種類	職種	職務の級					
		学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級
中型船舶 (丙)	航海士、機関士及び通信士	大学卒	0	7	11	15	4
		短大卒	0	4	8	12	4
		高校卒	0	7	11	15	4
	航海士、機関士及び通信士	大学卒	0	7	11	15	4
		短大卒	0	4	8	12	4
		高校卒	0	7	11	15	4

小型船舶	船長及び機関長	短大卒	0	4	4	4	4	
		高校卒	0	7	4	4	4	
航海士、機関士及び通信士		高校卒	0	7	7	4	4	
		中学卒	2	10	14	4	4	

別表第十三を次のように改める。

別表第13 削除

別表第十四中

「教諭、養護教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）」

を

「教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）」

に改める。

別表第十五中

「教諭、養護教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）」

を

「教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）」

に改める。

別表第十六中表の部分をや次のように改める。

試験	職務の級	級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
正規の試験	A	0	1	2	1	4	6
	B	0	2	3	6	5	6
	C	0	0	1	5	4	6
その他	中学卒	3	6	9	14	20	6

別表第二十中

2級3号給	1級29号給
1級6号給	1級19号給
1級4号給	1級9号給
1級3号給	1級5号給
2級3号給	1級29号給
1級5号給	1級13号給
1級4号給	1級9号給
1級3号給	1級5号給

を

1級5号給	1級13号給
1級4号給	1級9号給
1級3号給	1級5号給

に改める。

別表第二十一中

3級4号給	2級13号給
2級4号給	1級35号給
1級8号給	1級25号給

を

2級13号給	1級35号給
1級35号給	1級25号給

に改める。

別表第二十二中

2級5号給	1級37号給
1級8号給	1級27号給
1級6号給	1級17号給

を

1級37号給	1級29号給
1級27号給	1級5号給

に改める。

別表第二十三中

1級10号給	1級29号給
1級4号給	1級5号給

を

1級29号給	2級17号給
1級5号給	2級5号給

に改める。

2級6号給	2級17号給
2級3号給	2級5号給

別表第二十四中

2級3号給
2級3号給
1級5号給
2級3号給
1級7号給
1級5号給
2級3号給
1級7号給
1級5号給
1級4号給
1級5号給
1級3号給
1級7号給
1級5号給
1級3号給
1級3号給

2級5号給
2級5号給
1級15号給
2級5号給
1級21号給
1級15号給
2級5号給
1級15号給
1級11号給
1級15号給
1級5号給
1級21号給
1級15号給
1級5号給
1級5号給
1級5号給

を

に改める。

別表第二十五中

2級5号給
2級4号給
2級4号給
2級3号給
1級3号給

2級15号給
2級9号給
2級9号給
2級5号給
1級5号給

を

に改め、同表備考第三

項中「2級6号給」や「2級17号給」は、「2級5号給」や「2級13号給」に改める。

別表第二十六中

2級3号給
1級6号給
1級4号給
1級3号給

を

2級5号給
1級19号給
1級9号給
1級5号給

に改める。

別表第二十七を次のように改める。

別表第27 削除

別表第二十八の備考第三項中「2級2号給」や「2級1号給」に改め、同表の部分を次のように改める。

職 種	学歴免許等	初 任 給
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
大 学 卒	大 学 卒	2級5号給
	短 大 卒	1級15号給
助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、実習助手及び寄宿舎指導員	大 学 卒	1級25号給
	短 大 卒	1級15号給
	高 校 卒	1級5号給

別表第二十九中表の部分を次のように改める。

職 種	学歴免許等	初 任 給
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）	博士課程修了	2級47号給
	修士課程修了	2級29号給
大 学 卒	大 学 卒	2級17号給
	短 大 卒	2級7号給
講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭及び養護助教諭	大 学 卒	1級25号給
	短 大 卒	1級15号給
	高 校 卒	1級5号給

別表第三十中

1級7号給
1級3号給
2級6号給

を

1級21号給
1級5号給
2級17号給

に改め、同表の備考第二

項中「都道府県警察学校又は皇宮警察学校の初任総合科の本業者」を「都道府県警察又は皇宮警察の採用時教養の修了者」に改める。

別表第三十一から別表第三十三までを次のように改める。

別表第31 (第23条関係) 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15
42	10	26	26	34	34	25	27	16	
43	11	27	27	35	35	26	28	16	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	29	17	
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		
51	19	35	35	43	42	29	32		
52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		
56	24	40	40	48	44	31	34		

57	25	41	41	49	45	31	35		
58	25	41	42	50	45	32	35		
59	26	42	43	51	46	32	36		
60	26	42	44	52	46	32	36		
61	27	43	45	53	47	33	37		
62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	29	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	30	47	47	61	51	37			
70	30	47	48	62	51	37			
71	31	48	48	63	52	38			
72	31	48	48	64	52	38			
73	31	49	49	65	53	39			
74	32	49	49	66	54	39			
75	32	49	49	67	55	40			
76	32	49	50	68	56	40			
77	33	50	50	69	57	41			
78	34	50	50	70	58				
79	35	50	51	71	59				
80	36	50	51	72	60				
81	37	51	51	73	61				
82	37	51	52	74	62				
83	38	51	52	75	63				
84	38	51	52	76	64				
85	39	52	53	77	65				
86	39	52	53	78	66				
87	40	52	53	79	67				
88	40	52	53	80	68				
89	41	53	54	81	69				
90	41	53	54	82	70				
91	42	53	54	83	71				
92	42	53	54	84	72				
93	43	53	55	85	73				
94		54	55	86					
95		54	55	87					
96		54	55	88					
97		54	56	89					
98		54	56	90					
99		55	56	91					
100		55	56	92					
101		55	57	93					
102		55	57	93					
103		55	58	93					
104		56	58	93					
105		56	59	93					
106		56	59						
107		56	60						
108		56	60						
109		57	61						
110		57	61						
111		57	62						
112		57	62						
113		58	63						
114		58							
115		58							
116		58							

117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第32 (第23条関係) 医療職(一)給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32

57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第33 (第23条関係) 医療職(二)給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	13
38	18	22	26	22	22	21	13
39	19	23	27	23	23	22	13
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	14
42	22	26	30	26	26	23	14
43	23	27	31	27	27	24	14
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	15
46	26	30	34	30	30	25	15
47	27	31	35	31	31	25	15
48	28	32	36	32	32	26	15
49	29	33	37	33	33	26	16
50	29	34	38	33	33	26	16
51	30	35	39	34	34	27	16
52	30	36	40	34	34	27	16
53	31	37	41	35	35	27	17
54	31	38	42	35	35	28	
55	32	39	43	36	36	28	
56	32	40	44	36	36	28	

57	33	41	45	37	37	29	
58	34	42	46	38	37	29	
59	35	43	47	39	37	30	
60	36	44	48	40	38	30	
61	37	45	49	41	38	31	
62	37	46	50	41	38	31	
63	38	47	51	41	39	32	
64	38	48	52	42	39	32	
65	39	49	53	42	39	33	
66	39	50	54	42	40	33	
67	40	51	55	43	40	34	
68	40	52	56	43	40	34	
69	41	53	57	43	41	35	
70	41	53	58	44	41		
71	42	54	59	44	42		
72	42	54	60	44	42		
73	43	55	61	45	43		
74	43	55	61	45	43		
75	44	56	62	45	44		
76	44	56	62	45	44		
77	45	57	63	46	45		
78	45	57	63	46	45		
79	45	58	64	46	46		
80	46	58	64	46	46		
81	46	59	65	47	47		
82	46	59	65	47	47		
83	47	60	66	47	48		
84	47	60	66	47	48		
85	47	61	67	48	49		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	69	48			
89		61	69	49			
90		62	70	49			
91		62	71	49			
92		62	72	50			
93		62	73	50			
94		62	73	50			
95		63	74	51			
96		63	74	51			
97		63	75	51			
98		63	75	52			
99		63	76	52			
100		64	76	52			
101		64	77	53			
102		64	77	53			
103		64	78	54			
104		64	78	54			
105		65	79	55			
106			79				
107			80				
108			80				
109			81				
110			81				
111			82				
112			82				
113			83				

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第三十四中「別表第34（第39条2関係）」や「別表第39（第36条関係）」は、

県職員給与条例第23条第1項、学校職員給与条例第22条第1項及び警察職員給与条例第22条第1項の休職並びに勤務時間条例第14条に規定する病気休暇（以下本表において「病気休暇」という。）のうち公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病に係る休暇

を

県職員給与条例第23条第1項、学校職員給与条例第22条第1項及び警察職員給与条例第22条第1項の休職並びに福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する病気休暇（以下本表において「病気休暇」という。）のうち公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病に係る休暇

に改め、同表備考第一項を

削り、同表の備考第二項を同表の備考とし、同表を別表第三十九とする。

別表第三十三の次に次の五表を加える。

別表第34 (第23条関係) 医療職(三)給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32

57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	48
95	75	71	83	68	48
96	76	72	84	68	48
97	77	73	85	69	49
98	77	74	85	70	49
99	78	75	86	71	50
100	78	76	86	72	50
101	79	77	87	73	51
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		

117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第35 (第23条関係) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26

57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		

117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第36 (第23条関係) 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16

57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	37
79	48	27	38
80	48	28	38
81	49	29	39
82	49	30	39
83	49	31	40
84	50	32	40
85	50	33	41
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	

117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66	64	
139	67	64	
140	67	64	
141	67	65	
142	67	65	
143	67	65	
144	67	66	
145	67	66	
146	68	66	
147	68	67	
148	68	67	
149	68	67	
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		
154	69		
155	69		
156	69		
157	69		
158	69		
159	69		
160	70		
161	70		
162	70		
163	70		
164	70		
165	70		
166	70		
167	71		
168	71		
169	71		
170	71		
171	71		
172	71		
173	71		
174	72		
175	72		
176	72		
177	72		

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第37 (第23条関係) 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1

57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	31
95	64	47	32
96	64	48	32
97	65	49	33
98	65	50	33
99	65	51	34
100	65	52	34
101	66	53	35
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	

117	69	65	
118	69	66	
119	69	67	
120	70	68	
121	70	69	
122	70	69	
123	70	70	
124	70	70	
125	70	71	
126	70	71	
127	71	72	
128	71	72	
129	71	73	
130	71	73	
131	71	74	
132	71	74	
133	71	75	
134	72	75	
135	72	76	
136	72	76	
137	72	77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	
150		83	
151		84	
152		84	
153		85	
154		86	
155		87	
156		88	
157		89	
158		90	
159		91	
160		92	
161		93	

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第38 (第23条関係) 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34

57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78	67		
87	79	75	70	58	79	68		
88	80	76	70	58	80	68		
89	81	77	71	59	81	69		
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61	86			
95	84	83	75	61	87			
96	84	84	76	62	88			
97	85	85	77	62	89			
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				

117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101	82				
127		104	102	83				
128		104	102	84				
129		105	103	85				
130		105	103	85				
131		106	104	86				
132		106	104	86				
133		107	105	87				
134		107	106	87				
135		108	107	88				
136		108	108	88				
137		109	109	89				
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110						
143		111						
144		111						
145		111						

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)附則第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)附則第二条の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(当該職務の級を行政職給料表の十級に定められた職員を除く。次項において「改正条例附則適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給に等の基準関する規則(以下「新規則」という。)別表第六から別表第十六の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第十九条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあつては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)附則第二条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)附則

第二条又は福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)附則第二条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日における昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(福岡県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の改正)

5 福岡県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二年福岡県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第五項から第七項までを削り、第八項を第五項とする。

6 福岡県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成九年福岡県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しから附則第十三項までを削り、附則第一項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の附則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

(平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則の廃止)

7 平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則(平成十七年福岡県人事委員会規則第三十三号)は、廃止する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 県立の高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）立の養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員である職員
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師である職員のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校の教科を担当するもの
- (3) 県立の中等教育学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手である職員（教育職給料表(三)の適用を受ける職員を除く。）

第四条第一号に次のように加える。

- (5) 教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）に勤務する指導主事(甲)、指導主事(乙)、社会教育主事(甲)及び社会教育主事(乙)である職員のうち、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校に関する学校教育又は社会教育の専門的事項に関する業務に従事する職員

第四条第二号(1)を次のように改める。

- (1) 小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師である職員（教育職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。）

第四条第二号に次のように加える。

- (3) 教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）に勤務する指導主事(甲)、指導主事(乙)、社会教育主事(甲)及び社会教育主事(乙)である職員（教育職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。）

第四条第三号を削り、同条第四号中「九州歯科大学、」を削り、同号中(1)及び(3)から(5)までを削り、(2)を(1)とし、(6)を(2)とし、同号を同条第三号とする。

第四条第五項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平 田 英 昭

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「八級」を「六級」に、「十級の項及び十一級」を「及び八級から十級」に改める。

同条同項第六号中「五級」を「四級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に、「九級」を「八級」に、「十級」を「九級」に改める。

同条同項第七号中「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「八級」を「六級」に、「十級」を「八級」に改める。

同条同項第十一号中「別表第四三」を「別表第四ハ」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「及び五級」に改め、「及び第二号、八級の項第一号並びに十級の項」を削る。

同条同項第十二号及び第十三号を削る。

同条第二項第一号中「六級」を「五級」に、「七級の項第一号及び第二号」を「六級の項第二号」に、「八級」を「七級」に改め、「第二号並びに九級の項」を削る。

同条同項第六号中「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

同条同項第七号中「六級の項第二号」を削り、「七級の項第一号及び第二号」を「

五級の項第二号」に、「八級」を「六級」に、「並びに九級」を「及び七級」に改める。

同条同項第十一号中「別表第四ニ」を「別表第四ハ」に、「六級の項第三号」を「五級の項第二号」に改め、「七級の項第一号、第二号及び第三号」を「及び六級の項第二号」に、「八級の項第二号及び第三号並びに九級の項」を削る。

同条同項第十二号及び第十三号を削る。

同条第三項中「別表第四ハ医療職給料表(二)級別標準職務表及び」を「別表第四ハ医療職給料表(二)級別標準職務表の一級の項及び二級の項第二号並びに」に、「別表第四ハ」を「別表第四ニ」に、「二級の項第二号」を「二級の項第一号」に、「同規則第四条第四号(3)から(6)までに掲げる職種(診療放射線技師及び臨床検査技師を除く。)」を「同規則第四条第四号(2)に掲げる職種」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 行政職給料表関係

イ 甲表

級別資格	基準表	職務の級		4級	5級	6級	8級	9級	10級	備考	
		任命	権者	1	1	1					
一般行政職員級別資格基準表関係	知事	共通		企画主査	参事補佐	参事	副理事				
		本庁		検査員(乙) 専門技術指導員(乙) 車庫長 監視長	室長補佐 課長技術補佐 室長技術補佐 企画主幹 監察員 検査員(甲) 専門技術指導員(甲)	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 監査指導監 検査監 建設監理監	局長 秘書室長 技術次長 九州国立博物館対策長 県立病院対策長 農地整備対策長	出納事務局長 理事 技監	土木審議監		
	総務部出先機関	職員研修所			研修主幹	次長			所長		
		東京事務所		課長	総務課長	副所長 企画監			所長		
		県税事務所		係長 副長	課長 課長補佐 税務主幹	所長 副所長					
		消防学校		副長	副校長 課長	校長					
		アジア文化交流センター			課長	副所長			所長		
	保健福祉部出先機関	保健福祉環境事務所		係長 副長 保護指導員	課長 課長補佐 保護主幹 医務主幹	所長 副所長 環境長					
		保健環境研究所		副長	課長	部長					
		児童相談所		係長 副長	課長 支所長	所長 副所長					
		福岡学園 筑後いずみ園		副長 寮長	課長	園長					
		粕屋新光園		副長	課長	副園長					
		女性相談所			次長	所長					
		精神保健福祉センター			課長	副所長					

		障害者更正相談所	副長	課長	所長		
		病院	副長	課長	事務長		
	生活労働部出先機関	消費生活センター	副長	次長	所長		
		パスポートセンター	副長	次長 支所長	所長		
		労働福祉事務所	副長	課長 労働福祉主幹	所長		
		高等技術専門学校	副長	副校長 課長 分校長	校長		
		障害者職業能力開発校	副長	副校長 課長	校長		
		商工部出先機関	商工事務所	副長	次長	所長	
		計量検定所	副長	次長 課長	所長		
		大阪事務所	副長	次長		所長	
		工業技術センター	副長	課長	部長	副所長	
	農政部出先機関	農林事務所	係長	課長 課長補佐 出張所長	副所長	所長	
		農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長	
		病虫害防除所	副長	課長 支所長	所長		
		地域農業改良普及センター	係長	課長	所長		
		農業大学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授	校長	
		農地開発事務所	係長 副長	課長 課長補佐	所長 副所長		
	水産林務部出先機関	森林林業技術センター	専門技術指導員(乙)	課長 専門技術指導員(甲)	部長		

		水産海 洋技術 センタ ー		課長				
	土木部 出先機 関	土木事 務所	係長 副長	出張所長 室長 課長 課長補佐 用地主幹 土木主幹	所長 副所長			
		ダム建 設事務 所	係長 副長	課長	所長			
		港務所	副長	課長	所長			
	建 出 築 先 都 機 市 関 部 部	流域下 水道事 務所	副長	課長	所長			
		労働委員会事 務局	調査員	専門調査員	副課長	事務局次長		
議 長		議会事務局	企画主査	参事補佐	副課長 参事 法務調査監	事務局次長 副理事		
選 委 員 会 管 理		事務局	企画主査					
代 表 委 員 監 査		監査委員事務 局	監査主査	室長補佐 監査主幹 参事補佐	室長 副課長 参事	事務局次長 副理事		
教 育 委 員 会	共 通		企画主査	参事補佐	参事	副理事		
	本 庁			課長技術補佐 企画主幹 広報広聴主幹 人事管理主事 (乙)	副課長 企画広報監 企画監 主幹指導主事 主幹社会教育 主事 人事管理主事 (甲)	部長 理事	教育次長	
	教 育 事 務 所	係長		課長 室長 人事管理主事 (乙)	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 (甲)			
	教 育 セ ン タ ー	副長		課長 室長	部長	副所長 所長		
	体 育 研 究 所	副長		次長	所長			
	美 術 館	副長		課長	副館長			
	図 書 館	係長 副長		課長	副館長	館長		
	社 会 教 育 総 合 セ ン タ ー			企画主幹	副所長	所長		
	英 彦 山 青 年 の 家	副長		課長	所長			

		少年自然の家 「玄海の家」	副長	次長	所長			
		九州歴史資料館	副長	課長	副館長			
		市町村立学校		主幹				
	海区漁業 調整委員会	海区漁業調整 委員会事務局	企画主査		事務局長			
	人事委員会	人事委員会事 務局	企画主査	参事補佐	副課長 参事	事務局次長 副理事		
	警察本部長	共通		調査官 主幹 専門技術員	管理官			
		本部	楽長 車庫長 工場長 教師	科長 師範	首席師範	参事官		
		警察学 校	教官	科長				
		市警察部	係長					
		警察署	係長	課長				
海事職 員級別 資格	教育委員会	県立学校	1等航海士 1等機関士 通信長	船長 機関長				
海事職 員級別 資格	知事	共通	船長(乙)	船長(甲) 参事補佐				
	警察本部長	警察署	船長(甲) 機関長(甲)					

ロ 乙表

基準表 級別資格	職務の級 号		5級	6級	7級	備考
	任命 権者	機関	2	2		
共通			困難な業務 を処理する別 表第1の甲表 4級の欄に掲 げる職	困難な業務 を処理する別 表第1の甲表 5級の欄に掲 げる職	困難な業務 を処理する別 表第1の甲表 6級の欄に掲 げる職	

別表第二イ甲表中

保健福祉環境 事務所	課長補佐 係長 副長	保健監
---------------	------------------	-----

を

保健福祉環境 事務所	副保健監 課長補佐 係長 副長	保健監
---------------	--------------------------	-----

に改める。

別表第四イ甲表中

歯科大学 附属病院	副看護長	
共通	技術主査	専門技術員

を

共通	技術主査	専門技術員
----	------	-------

に改める。

別表第六イ甲表中

5級	7級	8級	9級	10級
主幹 別に定める指導 員	調査官	管理官	別に定める	参事官
課長補佐 室長補佐 科長 場長 分駐隊長 中隊長 班長 地区隊長 監察官付 師範	次席 室長 航空隊長 副隊長	課(隊・所)長 監察官 首席師範		統括参事官 首席監察官 監察官室長

を

4級	6級	7級	8級	9級
主幹 指導官	1	1	別に定める	1
	調査官	管理官		参事官

課長補佐 室長補佐 科長 場長 分駐隊長 中隊長 班長 地区隊長 監察官付 師範	次席 室長 航空隊長 副隊長	課(隊・所)長 監察官 首席師範	統括参事官 首席監察官 監察官室長 局長
---	-------------------------	------------------------	-------------------------------

に

改める。

別表第六ロ乙表を次のように改める。

任権 命者	職務の級		備考
	5級	6級	
警察 本部 部長	1	2	
共通	相当困難な業務を処理する別表第6の甲表4級の欄に掲げる職	警部をもって充てる職のうち困難な業務を処理する別表第6の甲表4級の欄に掲げる職	困難な業務を処理する別表第6の甲表6級の欄に掲げる職

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平田 英 昭

福岡県人事委員会規則第三十一号

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。

二 県職員改正条例 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)をいう。

三 警察職員改正条例 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)をいう。

四 学校職員改正条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)をいう。

五 平成十八年改正条例附則第七条 県職員改正条例附則第七条、警察職員改正条例附則第七条及び学校職員改正条例附則第七条をいう。

六 勤務時間条例 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)をいう。

七 育児休業条例 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)をいう。

八 初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第九号)をいう。

九 改正前の初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福岡県人事委員会規則第二十八号)による改正前の初任給規則をいう。

十 切替日 平成十八年四月一日をいう。

十一 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第二十から別表第三十に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への

異動をいう。

十二 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(県職員改正条例附則第二条、警察職員改正条例附則第二条及び学校職員改正条例附則第二条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する県職員改正条例附則別表第一、警察職員改正条例附則別表第一及び学校職員改正条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級)をいう。

十三 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

十四 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

イ 法第二十八条第二項、福岡県職員の分限に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第四十三号)第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号)第二条又は福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)第三条の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福岡県条例第一号)第二条第一項により派遣されていた期間

ニ 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間

ヘ 勤務時間条例第十四条に規定する病気休暇の承認を受けていた期間

ト 勤務時間条例第十六条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

チ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。

十五 復職時調整 初任給規則第三十六条又は育児休業条例第六条の規定による号給の調整をいう。

十六 再任用職員異動 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十

八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間
 条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異
 動をいう。

十七 人事交流等職員 切替日以降に、他の地方公共団体の職員、国家公務員その他
 人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新
 たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(改正条例附則第七条第一項の人事委員会規則で定める職員)

第三条 県職員改正条例附則第七条第一項、警察職員改正条例附則第七条第一項及び学
 校職員改正条例附則第七条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員
 とする。

- 一 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- 二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- 三 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む
 期間に係る復職時調整をされたもの
- 四 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- 五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の
 定めるこれに準ずる職員を含む。)

(改正条例附則第七条第二項の規定による給料の支給)

第四条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次
 の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場
 合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項
 において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当
 該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に
 相当する額を、県職員改正条例附則第七条第二項、警察職員改正条例附則第七条第二
 項及び学校職員改正条例附則第七条第二項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第五号に掲げる場
 合を除く。)

切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこ
 れらの異動が二回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次
 あったものとした場合)に改正前の初任給規則第二十五条から第二十八条までの規

定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が県職員改正条例附則
 別表第一、警察職員改正条例附則別表第一及び学校職員改正条例附則別表第一の新
 級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の
 旧級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち
 上位の職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の
 職務の級への降格を二回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を
 順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第二十四条の規定の例により同
 日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号
 に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改
 正前の初任給規則第三十九条の二又は県職員改正条例附則第十八条の規定による改
 正前の育児休業条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月
 額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 県職員改正条例第一条による改正前の福岡県職員の
 給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)別表第一から別表第三ま
 で、警察職員改正条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三
 十二年福岡県条例第五十号)別表第一から別表第四まで及び学校職員改正条例第一
 条による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条
 例第五十一号)別表第一から別表第三までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料
 月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用
 職員異動の後に法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に
 ついては、当該額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の
 当該再任用職員異動の後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除し
 て得た数を乗じて得た額)

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれ
 に準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、

その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、県職員改正条例附則第七条第二項、警察職員改正条例附則第七条第二項及び学校職員改正条例附則第七条第二項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第七条第三項の規定による給料の支給)

第五条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、県職員改正条例附則第七条第三項、警察職員改正条例附則第七条第三項及び学校職員改正条例附則第七条第三項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる県職員改正条例附則第七条第二項、警察職員改正条例附則第七条第二項及び学校職員改正条例附則第七条第二項の規定による給料の額に相当する額を、県職員改正条例附則第七条第三項、警察職員改正条例附則第七条第三項及び学校職員改正条例附則第七条第三項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平 田 英 昭

福岡県人事委員会規則第三十二号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。)附則第十二条及び附則第十三条の規定に基づき、職員の給料の調整額の経過措置に関する必要事項を定めるものとする。

(経過措置基準額)

第二条 平成十八年改正条例附則第十二条の人事委員会規則に定める経過措置基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 この規則の施行の日(以下この条において「施行日」という。)の前日から引き続き福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号。以下「調整額条例」という。)第二条の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員(以下この条において「給料の調整額適用職員」という。)(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に平成十八年改正条例第一条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)第一条の規定に

よる改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として平成十八年改正条例附則第十一条による改正前の調整額条例（次号において「改正前の調整額条例」という。）第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の調整額条例第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号。以下この号において「改正条例附則給料規則」という。）第四条第五号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 改正条例附則給料規則第四条各号に掲げる場合に該当することとなった職員

四 施行日以後に、他の地方公共団体の職員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

（割合）

第三条 平成十八年改正条例附則第十二条の人事委員会規則に掲げる割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- 一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

- 三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

（雑則）

第四条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
（福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十二項の給料の調整額の経過措置を定める規則の廃止）
- 2 福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十二項の給料の調整額の経過措置を定める規則（平成十四年福岡県人事委員会規則第三十六号）は、廃止する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平 田 英 昭

福岡県人事委員会規則第三十三号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の職員等を定める規則（平成十三年福岡県人

事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号中「第六条第一項第一号ロ」を「第六条第一項第一号イ」に改め、同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条中「(大学教員にあっては、二十六歳)」を削る。

第四条第一項第一号中「第七条第四項」を「第七条第三項」に、「第八条第四項、」を「第八条第三項又は」に改め、「又は福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)第三十三条」を削り、同条同項第三号イ中「及び大学教員」を削り、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第五条中「、大学教員にあっては二十六歳」を削る。

第六条中「給料月額」を「号給」に改める。

第七条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(改正条例附則第四項の規定による読替え)

第七条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)の施行の日以後における第四条の適用については、同条中「なお従前の例」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)第一条の規定による改正後の県職員給与条例(以下「改正後の県職員給与条例」という。)(第七条第五項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)第一条の規定による改正後の学校職員給与条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)(第八条第五項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)の規定による改正後の警察職員給与条例(以下「改正後の警察職員給与条例」という。)(第七条第四項の規定にかかわらず、改正後の県職員給与条例第七条第四項、改正後の学校職員給与条例第八条第四項及び改正後の警察職員給与条例第七条第三項の規定」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年三月三十一日
福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十四号

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する。
別表第十四項第一号中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、同項第二号中「第四十条」を「第三十八条」に改める。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年四月七日
福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十五号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表の芦屋町の表中

本	庁	議 会 事 務 局	事 務 局 長
		町 長 部 局	課 長 人 事 係 長
		教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長 課 長

を

本庁		
議会事務局	課長 参事 人事係長	事務局長
教育委員会事務局	教育長 課長	

別表の小竹町の表中

出先機関			
病	保	小	中
院	育	学	学
院	所	校	校
病院長 事務長	所長	校長 教頭	校長 教頭

出先機関		
病	小	中
院	学	学
院	校	校
病院長 事務長	校長 教頭	校長 教頭

に改め、

を

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 平田 英昭

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第十四項中「第十三条」を「第十条」に改め、同項第四号中「第十五条」を「第十二条」に改める。

同表給与公平課の項第十六項第二号の次に次の一号を加える。

3 第二十三条の二の二第二項の規定により、異動等の日から起算して三年を経過した後も特地勤務手当に準ずる手当を支給する条件を定めること。
同表給与公平課の項第二十項第六号の次に次の二号を加える。

6の2 第十五条の規定により、職員の職務に直接役立つと認められる職務を定めること。

6の3 第十五条の規定により、三を超えない範囲内で調整する職員及びその号給数を定めること。

同項第七号、第九号及び第十号中「給料月額」を「号給」に改め、第十六号を次のように改める。

16 削除

同項第十七号から第十七の四号まで削り、第十八号の前に次の一号を加える。

17 第二十三条第五項の規定により、降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給を定めること。

同項第十八号中「給料月額」を「号給」に改め、第二十二号から第二十四号を次のように改める。

22 第三十条第二項の規定により、六分の一に相当する期間の日数以上の日数に算入しない場合の事由を定めること。

23 第三十条第二項の規定により、勤務成績が良好であると認められない職員とみなす職員を定めること。

24 第三十条第三項の規定により、経験年数の端数の月数を号給数として調整する職員とその号給数を定めること。

同項第二十五号を次のように改める。

25 削除

同項第二十五の二号を削り、第二十六号及び第二十七号中「特別昇給」を「昇給」に改め、第二十八号を次のように改める。

28 第三十二条の規定により、特別昇給を承認すること及び昇給日を定めること。

同項第二十九号を削り、第三十号中「第三十九条」を「第三十五条」に改め、同号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

30 第三十六条第一項の規定により、休職から復職した場合等に号給を調整する方法

を定めること。

同項第三十一号中「第三十九条の二第三項」を「第三十六条第二項」に改め、第三十二号中「第三十九条の二第三項」を「第三十六条第二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、第三十三号中「第三十九条の三」を「第三十七条」に、「給料月額」を「号給」に改め、第三十四号中「第四十一条」を「第三十九条」に改め、第三十五号を削り、第三十六号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を第三十五号とする。

同表給与公平課の項第二十九項第二号中「及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例第十三条の二第二項」を削る。

同表給与公平課の項第三十一項を次のように改める。

三十一 平成十八年改正条例附則第五条の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十八号）に基づく次の事務

1 本文第一号の規定により、旧給料月額を受けていた期間の対象となる職員及びその対象となる期間を定めること。

同表給与公平課の項第三十三項を次のように改める。

三十三 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十二号）に基づく次の事務

1 第二条第三号の規定により、改正条例附則給料規則第四条第一項第五号に掲げる場合に該当する職員の経過措置基準額を定めること。

2 第二条第三号の規定により、他の地方公共団体の職員等に準ずる者を定めること。

同表給与公平課の項第三十六項を第四十項とし、第三十五項を第三十九項とし、同項の前に次の四項を加える。

三十五 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号）に基づく次の事務

1 第二条第十七号の規定により、他の地方公共団体の職員等に準ずる者を定めること。

2 第三条第五号の規定により、人事委員会の承認を得て号給を決定された職員に

準ずる職員を定めること。

3 第四条第一項の規定により、第一項各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員に準ずる職員を定めること。

4 第四条第一項第五号の規定により、人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合に準ずる場合及びその現給保障額を定めること。

5 第五条の規定により、現給保障額の特例を受ける職員及びその額を定めること。

6 第六条の規定により、この規則により難い場合の別段の取扱いを承認すること。

三十六 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）に基づく次の事務

1 附則第四十三号の規定により、減額改定の特例として除外するものを定めること。

三十七 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第二十六号）に基づく次の事務

1 第三条の四の規定により、特定基礎在職期間において職員と同種の職務に従事する職員として在職していたとみなす職員を定めること。

2 第三条の四第二号の規定により、特定基礎在職期間において職員と同種の職務に従事する職員として在職していたとみなす職員の特例を定めること。

3 別表の下欄の規定により、基礎在職期間における職員の区分を定めること。

三十八 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第二十七号）に基づく次の事務

1 第二条の規定により、職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例施行の日の前日において受けるべき給料月額を定めること。

別表第二 一 委員会の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表給与公平課の項第十四項第五号及び第六号を削る。

同表第三 一 事務局長の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表給

与公平課の項第五項第一号中「第三十二条第一項」を「第三十一条」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印 株福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一社
売刷 式会社
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)